

# 安倍政権の意向

## 放送法問題 安保法制反対 抑え込み狙う

放送法の解釈変更問題の深刻さは、解釈変更が当時の安倍首相、官邸主導で行われたこと。当時国論を二分していた安保法制をめぐり批判意見を抑え込む意図で行われたことです。

### 磯崎氏「けしからん番組取り締まる」

問題の文書は、「政治的公平」について解釈を一転させるまでの秘密のやり取りの記録です（2014年11月～15年5月）。

磯崎氏は「けしからん番組は取り締まる」ことを目的に、総務省に圧力。「一つの番組でもおかしい場合がある」と

し、総務省の担当者に「ここで抵抗しても何のためにもならない」と脅し、菅官房長官（当時）に相談するよう提案した総務省に「俺の顔をつぶすようなことになれば…首が飛ぶぞ」と脅迫しました。



磯崎氏

### 安倍首相が最終判断下す

“一番組でも判断”。高市氏答弁撤回を



「政治的公平」の解釈変更の答弁について最終判断をしたのは安倍首相。判断の場で安倍氏は、現場が委縮するとの懸念に対し「正すべきは正す」（15年3月）と表明。その2カ月後、安倍氏のゴーサイ

ン通り、高市総務相が“一番組のみでも判断可能”と答弁しました。安倍政権は森友・加計疑惑、桜を見る会疑惑隠しの一方で報道機関への介入を行ってきました。「安倍の闇」がまた一つ暴かれました。

折り目

# 戦争する国づくりと一体 報道の自由脅かす

放送法の解釈を巡り、2014～15年当時の安倍首相官邸と総務省とのやり取りを記した「内部文書」。総務省は7日、すべて「行政文書」と認めました。日本共産党の小池晃書記局長は記者会見で「放送事業者の自主性、報道の自由を脅かす重大問題だ」と述べました。（7日）



小池氏

文書には、安倍政権の磯崎洋輔首相補佐官（当時）が特定の番組を問題視し、同省に放送法第4条（政治的公平）の解釈変更を迫る経過が詳しく記されています。磯崎氏とのやり取りを経て、高市早苗総務相（当時）が国会で「一つの番組でも判断できる」として「電波停止もありうる」と答弁していました。

の番組でなく放送事業者の番組全体を見て判断するのが長年の政府解釈。小池氏は、「自分たちの意に沿わない番組に圧力をかけたものだ。民主主義社会にはあってはならない」と批判しました。

岸田政権による大軍拡が大問題になっている今も、政府は放送の自由を侵害し続けています。「戦争国家づくり」と軌を一にして進められている点が極めて深刻です。

## 日本共産党

「政治的公平」を巡っては、一つ  
放送法 放送法は、戦前、放送が国家  
権力によって戦争目的に利用された反省  
から、憲法21条の「表現の自由」にも

とづき、第1条で「放送による表現の自由」  
をうたっています。放送法の解釈変更は、  
憲法21条を踏みにじる大問題です。

しんぶん 赤旗

日刊 (毎日配達されます) 月3,497円

日曜版 (毎週配達されます) 月930円

お申し込みは  
お近くの党事務所か  
党員までお願いします

近畿民報

2023年3月 No.3 (第541号)  
発行/日本共産党国会議員団  
近畿ブロック事務所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンビース102号  
Tel.06(6975)9111 Fax.06(6975)9115  
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は  
以上の見解を  
発表しました。